



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名     ダイジェット工業株式会社  
代表者名     代表取締役社長 生悦住 歩  
                  (コード番号 6138 東証第 1 部)  
問合せ先     業務役員総務部長 稲田 伸一郎  
                  T E L         06-6791-6781

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」といいます。)により創設された監査等委員会設置会社に移行することおよび「定款一部変更の件」を本年 6 月 26 日開催予定の第 89 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「役員の異動および人事異動に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

本年 6 月 26 日開催予定の第 89 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

- ①改正会社法が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行なうものであります。
- ②改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行なうものであります。

- ③単元未満株式を所有されている株主の皆様のご便宜を図るため、単元未満株式の買増し請求を行なうことができる旨の規定を新設し、所要の変更を行なうものであります。
- ④上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行なうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日（予定） | 平成 27 年 6 月 26 日 |
| 定款変更の効力発生日（予定）      | 平成 27 年 6 月 26 日 |

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>第1章 総則<br/>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式<br/>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (条文省略)<br/>(1)～(3) (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第9条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会<br/>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)<br/>2. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は、取締役会を置く。</p> | <p>第1章 総則<br/>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/><u>(1) 取締役会</u><br/><u>(2) 監査等委員会</u><br/><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式<br/>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)<br/>(1)～(3) (現行どおり)<br/><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会<br/>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)<br/>2. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>第15条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(削 除)</p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(員数)<br/>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任)<br/>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>(任期)<br/>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員または補欠のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> | <p>(員数)<br/>第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)<br/>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>(任期)<br/>第23条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>(取締役会の決議の方法等)<br/> 第26条 (条文省略)<br/> 2. 当社は取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の決議の方法等)<br/> 第27条 (現行どおり)<br/> 2. 当社は取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役への業務執行の決定の委任)</u><br/> 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>   | <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>  |
| <p>(取締役の責任免除)<br/> 第29条 (条文省略)<br/> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>   | <p>(取締役の責任免除)<br/> 第31条 (現行どおり)<br/> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>  |
| <p><u>第5章 監査役および監査役会</u><br/> <u>(監査役および監査役会の設置)</u><br/> 第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>  | <p>(削 除)<br/> (削 除)</p>   |
| <p><u>(員数)</u><br/> 第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>  | <p>(削 除)</p>  |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|-------|
| <p><u>(選任)</u><br/> 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/> 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。</p>                        | (削 除) |
| <p><u>(任期)</u><br/> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/> 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>        | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>  | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。<br/> 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u><br/> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>  | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規則)</u><br/> 第37条 監査役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</p>   | (削 除) |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>  | (削 除) |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削 除)</p>   |
| <p>(新 設)</p>  | <p>第5章 監査等委員会</p>  |
| <p>(新 設)</p>  | <p>(監査等委員会の招集通知)</p>   |
| <p>(新 設)</p>  | <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p>  | <p>(監査等委員会の決議の方法)</p>  |
| <p>(新 設)</p>  | <p>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行なう。</p>  |
| <p>(新 設)</p>  | <p>(監査等委員会規則)</p>  |
| <p>(新 設)</p>  | <p>第34条 監査等委員会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>   |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p>  | <p>第6章 会計監査人</p>   |
| <p>第40条 当社は、会計監査人を置く。</p>   | <p>(削 除)</p>   |
| <p>第41条～第42条 (条文省略)</p>   | <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>   |
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会に同意を得て定める。</p>  | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会に同意を得て定める。</p>   |
| <p>第44条 (条文省略)</p>  | <p>第38条 (現行どおり)</p>  |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>第7章 計算<br/>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第7章 計算<br/>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

以 上